

# 青森県報

第三千三百九十五号

平成二十三年

六月三日

( 金曜日 )

## 目 次

### 告 示

|  |              |
|--|--------------|
| 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………            | (健康福祉課) …… 一 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………              | (同) …… 一     |
| 生活保護法による医療機関の指定……………                   | (同) …… 一     |
| 右 同……………                               | (同) …… 二     |
| クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定…………… | (保健衛生課) …… 二 |
| 障害福祉サービス事業者の指定……………                    | (障害福祉課) …… 二 |
| 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………    | (同) …… 三     |
| 保安林の指定解除予定……………                        | (林政課) …… 三   |
| 基本測量の実施……………                           | (監理課) …… 四   |
| 出先機関……………                              | (同) …… 四     |
| 土地改良区の定款変更の認可……………                     | (八地域局) …… 四  |

## 告

## 示

青森県告示第四百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のと

おり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

|     |           |           |         |
|-----|-----------|-----------|---------|
| 区 分 | 名称又は氏名    | 所在地又は住所   | 変更年月日   |
| 変更前 | 板垣歯科クリニック | むつ市上川町一の五 | 平成二〇一五年 |
| 変更後 | 板垣矯正歯科    |           |         |

青森県告示第四百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

|           |               |         |
|-----------|---------------|---------|
| 名称又は氏名    | 所在地又は住所       | 廃止年月日   |
| 板垣矯正歯科    | むつ市上川町一の五     | 平成二〇一五年 |
| 渡邊歯科浜町診療所 | むつ市大湊浜町二の二〇   |         |
| サカ工薬局十和田  | 十和田市西三番町一八の三七 | "       |

青森県告示第四百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

|                                   |                      |                 |
|-----------------------------------|----------------------|-----------------|
| 名称又は氏名<br>医療法人美歯会 板垣<br>矯正歯科むつ診療室 | 所在地又は住所<br>むつ市上川町一の五 | 指定年月日<br>平成三〇・六 |
|-----------------------------------|----------------------|-----------------|

青森県告示第四百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

|           |                |               |          |       |
|-----------|----------------|---------------|----------|-------|
| 事 業 者 名 称 | 主たる事務所の所在地     | 訪問看護ステーション    | 所在地      | 指定年月日 |
| 株式会社オアシス  | 弘前市大字館野二丁目三の二三 | 弘前市大字外崎三丁目四の七 | 平成三〇・三・一 |       |

青森県告示第四百九十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）を次のとおり指定したので告示する。

平成二十三年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 主催者の住所及び名称

東京都港区新橋六丁目八の二

財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 開催日時及び場所

1 研修

| 日 時                             | 場 所                          |
|---------------------------------|------------------------------|
| 平成二十三年八月二十八日（日）<br>午後一時から午後五時まで | 五所川原市字東町一七の五<br>五所川原商工会議所    |
| 平成二十三年九月十一日（日）<br>午後一時から午後五時まで  | 弘前市大字末広四丁目一〇の一<br>弘前総合学習センター |
| 平成二十三年十二月四日（日）<br>午後一時から午後五時まで  | 青森市中央三丁目二〇の三〇<br>県民福祉プラザ     |

2 講習

| 日 時                             | 場 所                          |
|---------------------------------|------------------------------|
| 平成二十三年八月二十八日（日）<br>午後一時から午後五時まで | 五所川原市字東町一七の五<br>五所川原商工会議所    |
| 平成二十三年九月十一日（日）<br>午後一時から午後五時まで  | 弘前市大字末広四丁目一〇の一<br>弘前総合学習センター |
| 平成二十三年十二月四日（日）<br>午後一時から午後五時まで  | 青森市中央三丁目二〇の三〇<br>県民福祉プラザ     |

三 受講対象者

1 研修

県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師

2 講習

県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者

四 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一六の一

財団法人青森県生活衛生営業指導センター

五 受講料

1 研修受講料 五千円

2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第四百九十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 事 業 者          | 指定障害福祉サービス         | 名 称              | 主たる事務所の所在地         | 障害福祉サービスの種類      | 事 業 者            | 障害福祉サービスを行う所       | 指 定 年 月 日       |
|----------------|--------------------|------------------|--------------------|------------------|------------------|--------------------|-----------------|
|                |                    |                  |                    |                  |                  |                    |                 |
| 有限会社 恵生会       | 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九 | ホームステーションずらん     | 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九 | 居宅介護             | ホームステーションずらん     | 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九 | 平成<br>三〇・六<br>一 |
| 有限会社 恵生会       | 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九 | ホームステーションずらん     | 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九 | 重度訪問介護           | ホームステーションずらん     | 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九 | "               |
| 社会福祉法人 東北赤松福祉会 | 上北郡東北町字三往來ノ下三三の三   | ぼがらへるパークセター      | 上北郡東北町字三往來ノ下三三の三   | 居宅介護・居宅介護・重度訪問介護 | ぼがらへるパークセター      | 上北郡東北町字三往來ノ下三三の三   | "               |
| 社会福祉法人 東北赤松福祉会 | 上北郡東北町字三往來ノ下三三の三   | ぼがらへるパークセター      | 上北郡東北町字三往來ノ下三三の三   | 重度訪問介護           | ぼがらへるパークセター      | 上北郡東北町字三往來ノ下三三の三   | "               |
| 合同会社 クラレ       | 青森市小柳五丁目一三の一       | 介護24あおもり         | 青森市小柳五丁目一三の一       | 居宅介護・居宅介護・重度訪問介護 | 介護24あおもり         | 青森市小柳五丁目一三の一       | "               |
| 株式会社 光仁介護サービス  | 青森市大字羽白字沢田四五の四     | セーフティーヘルプサービス 青森 | 青森市大字羽白字沢田四五の四     | 居宅介護             | セーフティーヘルプサービス 青森 | 青森市大字羽白字沢田四五の四     | "               |
| 株式会社 光仁介護サービス  | 青森市大字羽白字沢田四五の四     | セーフティーヘルプサービス 青森 | 青森市大字羽白字沢田四五の四     | 重度訪問介護           | セーフティーヘルプサービス 青森 | 青森市大字羽白字沢田四五の四     | "               |

青森県告示第四百九十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 事 業 者           | 指定障害福祉サービス         | 名 称         | 主たる事務所の所在地         | 障害福祉サービスの種類 | 事 業 者          | 障害福祉サービスを行う所    | 廃 止 年 月 日       |
|-----------------|--------------------|-------------|--------------------|-------------|----------------|-----------------|-----------------|
|                 |                    |             |                    |             |                |                 |                 |
| 社会福祉法人 愛生会      | 五所川原市大字金山字千代鶴一四二   | 自立訓練（生活訓練）  | 五所川原市大字金山字千代鶴一四二   | 自立訓練（生活訓練）  | タワーつばき         | 五所川原市大字漆川字玉椿七一  | 平成<br>三〇・三<br>三 |
| 社会福祉法人 七戸町福祉協議会 | 上北郡七戸町字立野頭一三九の一    | 相談支援        | 上北郡七戸町字立野頭一三九の一    | 相談支援        | 社会福祉法人七戸町福祉協議会 | 上北郡七戸町字立野頭一三九の一 | 三〇・四<br>一       |
| 社会福祉法人 健誠会      | つがる市森田町三の二         | 知的障害者入所更生施設 | つがる市森田町三の二         | 知的障害者入所更生施設 | 月見野園           | つがる市森田町三の二      | 三〇・三<br>三       |
| 社会福祉法人 健誠会      | つがる市森田町三の二         | 短期入所        | つがる市森田町三の二         | 短期入所        | 月見野園           | つがる市森田町三の二      | "               |
| 社会福祉法人 健誠会      | つがる市森田町三の二         | 知的障害者通所更生施設 | つがる市森田町三の二         | 知的障害者通所更生施設 | 月見野園           | つがる市森田町三の二      | "               |
| 社会福祉法人 俊公会      | 八戸市大字市川一丁字尻引前三の二二五 | 共同生活援助      | 八戸市大字市川一丁字尻引前三の二二五 | 共同生活援助      | すべりーはうす        | 八戸市大字市川一丁字向谷地五  | "               |

青森県告示第四百九十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十三年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
下北郡東通村大字田屋（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備  
え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百九十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法  
(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(災害復興計画基図作成に伴う空中写真撮影)

二 作業期間

平成二十三年五月十二日から平成二十四年三月三十一日まで

三 作業地域

八戸市

階上町

六戸町

おいらせ町

五戸町

南部町

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、三戸  
土地改良区の定款の変更を平成二十三年五月二十四日認可したので、同条第三項の規

定により公告する。

平成二十三年六月三日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

(発行者・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

青森県

(印刷所・販売人)

青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円一銭